

# 任意団体シーガルヨットクラブ定款

## 第1条（名称）

この任意団体は、シーガルヨットクラブ（以下「クラブ」という。）と称する。  
英字表記はSeagull Yacht Club (SYC)とする。

## 第2条（会の目的）

このクラブは、ディンギーを含むセーリング文化の普及発達、海洋を軸とした自然環境への意識の向上及びシーマンシップの育成を目指すと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条（事業）

このクラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）舟艇の保管管理
- （2）チャーター艇の運行
- （3）ヨットスクールの実施
- （4）マリンスポーツに関する備品のレンタル
- （5）その他クラブの存続に必要な運営管理

## 第4条（事務局所在地）

この会の事務所を以下に置く。

470-2407

愛知県知多郡美浜町河和北屋敷64

## 第5条（クラブの構成員）

このクラブの会員は次の4種とし、施設・設備の利用はいずれか会員資格を有する者に限る。

- （1）特別会員
- （2）オーナー会員
- （3）レンタル会員
- （4）ゲスト会員

## 第6条（特別会員）

特別会員は、このクラブの発足に賛同して基金を拠出した個人又は法人、並びにこのクラブに功労があった個人又は法人のうちから役員会が認めた者とする。

特別会員に関しては会費等は発生しない。

## 第7条（オーナー会員）

オーナー会員は、敷地内に自身の艇を置いており、オーナー会費を支払った者とする。会員2名以上の紹介を得て入会の申し込みを行い、代表及び副代表の承認を得なければならない。2年以上会費の支払いがされない場合、撤収費用は本人への請求となる。

オーナー会費（陸上保管）：入会金0円、年会費7万円

オーナー会費（海面使用）：入会金3万円、年会費7万円（入会金は係留設備の初期経費にあてる）

2021年1月以前に、任意団体シーガルヨットクラブの前身となるクラブに所属していた会員に関しては、前身のクラブ規定に則る会費で会員資格を保有することができる。

## 第8条（レンタル会員）

レンタル会員は、レンタル会費を支払い、敷地内の艇をレンタル利用する権利を得た者とする。会費の他にレンタルごとにレンタル料がその都度発生する。

レンタル会費：入会金0円、年会費6千円

レンタル料：1回3千円

## 第9条（ゲスト会員）

ゲスト会員は、第6、7、8条に定める会員の同伴者とする。ただし、1度に同伴できる人数は1会員につき3名までとする。またクラブが開催するチャーター利用者やアクティビティ参加者など、クラブが提供する事業のうち単日的な事業の利用者となる個人又は法人とする。

## 第10条（入会）

当クラブの入会は所定の様式によって申込をなし、当クラブ役員会の承認を得る必要がある。オーナー会員及びレンタル会員は入会時期を問わず、入会時に、入会金（海面使用のオーナー会員のみ）ならびに入会年度分の会費を一括で支払う必要がある。

## 第11条（保管料を含む会費及び諸経費）

会費はこのクラブの事業活動に経常的に生じる費用に充てる。

1 納入された会費は、一切返戻されない。

2 会費のうち以下の金額は県へ賃借料として支払われる。

野積場利用：37.40円×12月×555㎡＝249,084円

泊地利用：220円×12月×隻数＝隻数により変動

3 県への賃借料以外の諸経費の使用決定権は、代表にある。

4 経費の使用用途について、会員は代表に提案する権利がある。

## 第12条（会員の資格の喪失及び任意退会）

次項及び次条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格喪失する。

（1）会費支払義務を2年以上履行しなかったとき

（2）当該会員が死亡したとき

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第13条（除名）

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）この定款及び諸規程に違反したとき

（2）クラブの秩序或いは趣旨に反する行為のあったとき

（3）クラブの名誉を汚したとき

（4）その他除名すべき正当な事由があるとき

ただし、前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に弁明の機会を与えなければいけない。

## 第14条（会員の資格）

会員の資格は、譲渡できない。

## 第15条（役員の設定）

このクラブに次の役員を置く。

（1）会長 1名

- (2) 代表 1名
- (3) 副代表 1名
- (4) 監事 3名以内

## 第16条（役員を選任）

監事を選任は、役員会の決議により会員の中から選任する。尚、選任された会員には拒否権がある。

## 第17条（役員の職務及び権限）

- 1 会長は、このクラブの目的や理念の達成のため、顧問として支援する。
- 2 代表は、このクラブを代表し、その運営業務を執行する。
- 3 副代表は、代表のサポートをし、クラブの業務を分担執行する。
- 4 監事は、代表及び副代表の職務の執行を監査する。監事は、いつでも、代表及び副代表に対して事業の報告を求め、このクラブの業務及び財産の状況を調査することができる。
- 5 代表または副代表は、必要に応じて役員会を行うために役員を招集する。

## 第18条（役員の任期）

- 1 監事の任期は、選任後2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事は、任期の満了又は辞任により退任した後でも、新たに選任された者が就任するまで、監事としての権利義務を有する。

## 第19条（役員解任）

役員が下記の1つに該当する時は、解任することができる。ただし、その役員には議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障
- (2) 職務上の着務違反

## 第20条（役員報酬）

役員総数の1/3以下の範囲で報酬が受けられる。ただし、利益が賃借料の額を満たしている場合に限る。

監事は無報酬とするが、その職務を執行するために要した費用が弁償される。

## 第21条（運営及び総会）

運営方針の決定権は代表にある。年に一度、会員を集めた総会を実施し、前年度の報告と次年度の方針の共有をする。

重要事項については、役員会を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第22条（規約改正）

この規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

会長 伊藤修也

代表 河本大樹

副代表 颯田夕貴

この規約は2021年1月1日から適用する。